

国民健康保険加入者の皆さんへ

保険医療助成課
 ☎229-3160 📠229-5001

■70～74歳の人へ 高齢受給者証を送付



国民健康保険に加入中で70～74歳の方の自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月から新たに有効になる高齢受給者証を、7月下旬に送付します。医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証と併せて窓口で提示してください。



国民健康保険高齢受給者証

■限度額適用認定証の申請を

国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して交付を希望する場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ申請してください。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 旧限度額適用認定証

■国民健康保険料の納付をお忘れなく

第1期(普通徴収)の納期限は7月31日(水)です。忘れずに最寄りの金融機関または郵便局、コンビニから納めてください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。

納付が困難な場合は、保険医療助成課(☎229-3161)または各総合支所市民福祉課(市民課)へ相談してください。

■固定資産税を減額

資産税課
 ☎229-3132 📠229-3331

住宅の建設や耐震化を促進するため、次の要件を満たす場合に、一定期間固定資産税を減額します。



■新築住宅・新築認定長期優良住宅

減額要件

居住部分が2分の1以上の住宅(以下「住宅」という)で、居住部分の床面積が50平方メートル(一戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下の新築の住宅

減額税額

居住部分1戸当たり120平方

メートルまでの部分の固定資産税額を2分の1に減額

減額期間

一般の住宅…新築した年の翌年度から3年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅等は新築した年の翌年度から5年度分)

認定長期優良住宅…新築した年の翌年度から5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅等は新築した年の翌年度から7年度分)

■耐震改修を行った住宅

減額要件

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに現行の耐震基準に適合する耐震改修工事が完了しており、一戸当たりの工事費用が50万円を超えていること(平成25年3月31日までに工事の契約をした場合は、工事費用が30万円以上であること) ※工事完了から3カ月以内に申告が必要

減額税額

居住部分1戸当たり120平方メートルまでの部分の固定資産税額を2分の1に減額

減額期間

工事完了時期	減額期間
平成22年1月1日 ～ 平成24年12月31日	工事を完了した年の翌年度から2年度分
平成25年1月1日 ～ 平成27年12月31日	工事を完了した年の翌年度から1年度分

津市情報発信番組

津市行政情報チャンネル・ケーブルテレビ デジタル123ch(アナログ6ch)
 まるっと津ガイド・プラザ津 毎日6時～24時
 ※プラザ津は、8時・14時・20時から2時間放送

三重テレビ放送

ついと、ツイート! 毎月第4日曜日9時～9時15分
 旬感☆みえ～MY CITY MY TOWN～ 年6回放送予定

FM三重

津市情報マップ 毎週水曜日17時30分～17時35分

津市では、市民の皆さんの活動、地域のできごと、市役所からのお知らせなど、さまざまな話題をテレビ、ラジオなどでお届けしています。ぜひ、ご視聴ください。